

与謝野馨氏が亡くなられた。近年、氏ほどわが国の財政の現状を憂い、財政健全化に政治生命をかけた政治家は見当たらない。

筆者は1997年4月からの消費税率5%への引上げに向けてのさまざまな政治プロセスを通じて、与謝野氏と一緒に仕事をさせていただき、その後も折に触れては財政・税制の指導を賜ってきた。以下、与謝野氏の業績を振り返ることで、お悔やみの言葉に代えたい。

与謝野氏の最大の功績は、(いまだ道半ばではあるが)社会保障・税一体改革である。氏は、2010年4月に自民党に離党届を提出し、新党「たちあがれ日本」を経て民主党菅政権で内閣府特命担当相として社会保障・税一体改革の実現を自ら手掛けられた。病魔と闘いながら、政権交代という荒波を乗り越えて一体改革が三党で合意されるのは2012年のことだが、その際大きな手掛かりになったのが、「平成21年度税制改正法附則104条」であった。

自民から民主への政権交代の直前の2009年3月27日に国会で成立したこの附則には、「遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成23(2011)年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする」と、今後わが国の所得税、消費税、相続税など税制全体について見直しの方向が明記された。ここから2009年9月の民主党への政権交代を経て、最終的には2012年8月に消費増税を含む8法案が国会を通過・成立する。

自民から民主へと政権交代が行われても一体改革が行われたのは、法律の附則が、政府だけではなく立法府(国会)をも拘束したことが大きかった。事実、民主党野田総理(当時)も、何度も国会答弁で、附則104条に触れておられた。そしてこのことを何より理解し、法律に挿入されたのが、政治家与謝野馨氏であった。

附則104条には、個人所得課税の見直しについて、最高税率や給与所得控除の上限の調整等による高所得者の税負担の引上げにも触れており、これらの改正についても、その後実現した。

さらには、「給付付き税額控除の検討を含む」という記述もある。「給付付き税額控除」という語句が法律上に出現するのは、これが初めてである。

筆者は、2008年の10月ごろ、リーマンショック後の経済対策として、定率減税か定額減税か

といった検討が与党の中で行われていた際、「日本でも給付付き税額控除は導入できるか」という質問を、与謝野氏から受けたことがある。筆者は、「地方自治体と協力することにより、簡素な方法で実現することはできると思います」と答えたのだが、その後の検討で、番号がなければ給付付き税額控除を執行することはできないとなった。

そして直後の平成21(2009)年度自民党税制改正大綱に、番号制度について、「税制を国民の利便性に配慮して柔軟

に設計していく上でも必要不可欠」という文言が入った。番号制度については、その後政権交代した民主党政権の下で議論が進められ今日の社会保障・税番号(マイナンバー)となるのだが、政権交代前の自民党税制改正大綱に「必要不可欠」と記述されたことの影響は大きかった。これも与謝野氏の卓見である。

今日、教育国債を発行して教育の無償化を進めるとか、金融政策に加えて財政出動への期待が高まり、安倍政権は財政目標をこれまでのプライマリーバランス黒字化から債務残高対GDP比に事実上変更するなど、財政ポピュリズムの機運が高まっているが、与謝野氏はどう考えておられるのだろうか、聞いてみたい気がする。

ご冥福をお祈りする。

第 124 回

中央大学法科大学院教授 東京財団上席研究員

森信茂樹

与謝野馨氏の思い出

税制之理